

令和 6 年 6 月 21 日現在

機関番号：14501

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2023

課題番号：20K01314

研究課題名（和文）普遍管轄権の法理再考 国際平面と国内平面の相互作用の関連から

研究課題名（英文）Universal Jurisdiction Reconsidered - From the perspective of interface between international and domestic dimensions

研究代表者

竹内 真理（Takeuchi, Mari）

神戸大学・法学研究科・教授

研究者番号：00346404

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,400,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、普遍管轄権行使を、国際平面における犯罪化（国内法を介することなく個人に直接に責任を課すという点で垂直性を有する）の、国内平面における実現（国家間の水平的関係を前提とした管轄権制度に服する）と捉える分析枠組みを提示した。このように、普遍管轄権行使を、垂直的秩序と水平的秩序との交錯点に位置付けることで、普遍管轄権のダイナミズムをよりの確に捉えることができる。他方で、国家の意思からは一定の自律性を有する国際平面での犯罪化を分析軸することにより、普遍管轄権の行使要件に関する一定の方向性を提示することができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、特に西ヨーロッパ諸国で近時活性化している、国際犯罪に対する普遍管轄権行使の実践を理論的に評価するための分析枠組みを構築することを目的とする。具体的には、普遍管轄権行使を、個人の国際刑事責任を確立する垂直的秩序と国家間の水平的秩序との交錯点に位置付けるモデルを提示した。これにより、多種多様な国家実践や発言がどのレベルの法形成に寄与するのかを評価することが可能になる。西ヨーロッパ以外の「周辺」の実践を評価に取り込むことで、普遍管轄権のダイナミズムをよりの確に捉えることができ、普遍管轄権の「普遍性」の再評価を行うことが可能になる。

研究成果の概要（英文）：This study presents an analytical framework that interprets the exercise of universal jurisdiction as the realization of criminalization on the domestic plane, subject to a jurisdictional system based on horizontal relations between states. This contrasts with criminalization on the international plane, which is vertical in nature, imposing liability directly on individuals without the need for national law. By situating the exercise of universal jurisdiction at the intersection of vertical and horizontal orders, we can better understand its dynamism. Moreover, by focusing the analysis on criminalization in the international plane, which possesses a certain autonomy from state will, we are able to identify certain criteria regarding the prerequisites for the exercise of universal jurisdiction.

研究分野：国際刑事法

キーワード：国家管轄権 普遍管轄権 国際犯罪

1. 研究開始当初の背景

国際犯罪に対する普遍管轄権 (universal jurisdiction) の行使は、不処罰の不許容政策を推進する有益な手段として認められ、かつ国内法において普遍管轄権を設定する国家実行も増加しつつある。にもかかわらず、その射程や行使条件を巡っては、広くコンセンサスが形成されているとは言い難い。国連総会の第6委員会の下で2009年から行われてきている「普遍管轄権の射程と適用」の審議には、研究開始時点の2020年において大きな進展が見られていなかった(なお、本報告執筆時点の2024年においても、議論は停滞したままである)。2018年には、国連の国際法委員会 (ILC) の長期計画に普遍管轄権の議題が含まれることとなり、問題の解明が待たれていたが、ILCにおいても具体的な進展は見られない。

他方で、学説の立場は、大きく立憲主義 (constitutionalism) と法実証主義 (positivism) とに分かれるが、これらはいずれも説得的な議論を展開できてはいない。一方で立憲主義は、強行規範などの国際社会の憲法的価値から権限行使の根拠を演繹しようとするが、そうすると、普遍管轄権の行使は、論理必然的に権利ではなく義務となるべきところ、この結論は国家実行の現状からあまりにかけ離れてしまう。他方で、国家実行から出発する法実証主義は、実行の少なさを法的信念で補おうとすることで、立憲主義と同様の問題に直面してしまう。これに対して近時は、普遍管轄権行使を被害者利益の実現過程と捉える注目すべき議論も見られるが(たとえば、Devika Hovell 'The Authority of Universal Jurisdiction', *European Journal of International Law* Vol.29 (2018), pp. 427-456 など)、これらは未だあるべき法 (*lex ferenda*) の主張に留まっている。

このように、研究開始当初においては、普遍管轄権の具体的な行使条件はもとより、その理論的な評価枠組みについても、議論が混とんとした状況にあった。

2. 研究の目的

このような研究の現状について、申請者は、既存の学説に通底するのが、管轄権の根拠と外延を定めるのは国際法規則であるという見解 (国際法主義) であるが、しかしこの通念こそが、実は躓きの石なのではないかと考える。すなわち、申請者が、これまで一貫して行ってきた管轄権法理の研究によれば、規律管轄権に関する限り、国際法の規制は未発達であり、むしろ管轄権行使の正当化は、必要性 (国内ステークホルダーに対する説得性)、正当性 (他国利益との調整可能性)、及び管轄権の行使対象となる個人への対抗可能性 (予見可能性の確保) といった諸要素を総合的に勘案してなされるものである。一見して領域や国籍のリンクを欠く普遍管轄権行使についても、このことは当てはまる。他方で、普遍管轄権の特殊性は、対象となる行為 (ジェノサイド、人道に対する罪など) が、個人が国際法に基づいて直接責任を負うという意味での国際法上の犯罪 (crimes under international law) であるということである。すなわち、国際犯罪に対する普遍管轄権の行使は、全体としてみれば、一方で、行為の犯罪化 (criminalization) は国際平面でなされ、その効果は個人に直接及びのに対して (垂直性・普遍性)、他方で、その実現は、国家による管轄権行使という国内平面での営為を通じてなされるのであり、その限りで、他国との関係や国内法の固有の制約に服するということになる (水平性・固有性)。普遍管轄権の法理を構築するにあたっては、このような、国際平面における犯罪化と国内平面におけるその実現という特質を踏まえるべきであり、またそれを踏まえてこそ、普遍管轄権行使が内包する垂直性・普遍性と水平性・固有性の関係を理解し、それを適切に反映するような管轄権の射程や行使条件を導き出すことができるのではないだろうか。これが、本研究の核心をなす「問い」である。

以上の「問い」を念頭に、本研究は、国際社会における行為の犯罪化の特質・現状を明らかにし、それを管轄権法理に接合することで、普遍管轄権の法理を再構築することを目的とする。とりわけ、国際犯罪のもつ垂直性・普遍性と、管轄権法理のもつ水平性・固有性のそれぞれの特質に着目しながら、両者の相互作用の態様を解明することを目指す。既存の学説においても、国際犯罪概念に関する議論は一定程度なされてきた。もっとも、学説上の議論は決着を見ているとは言い難く、またいずれにせよこれらの論者らは、国際犯罪に対しては当然に普遍管轄権の行使が許容されると説く傾向にある。翻って管轄権法理については、上述のように国際法主義が支配的であり、領域や国籍のリンクを欠く普遍管轄権行使については、十分な実行がないにも関わらず、普遍管轄権が慣習法上確立した権利であるとする見解が支配的である。その結果、既存の学説は、総じて、国際犯罪に対する普遍管轄権の行使を所与のものとする傾向を強くする。このように、先行研究が、普遍管轄権を、国際犯罪に付随する権利としてとらえてきたのに対し (一元論的アプローチ)、本研究は、国際平面における犯罪化と国内平面におけるその実現という普遍管轄権の特質に着目し、両者の相互作用の解明を通じて普遍管轄権の法理を構築しようとする試みであると位置づけることができる (二元論的アプローチ)。

3. 研究の方法

以上の問いの解明に向けて、本研究においては、国際社会における犯罪化の特質・現状の解明、普遍管轄権行使における管轄権の諸要素(必要性、正当性、個人への対抗可能性)の同定、国際平面の営為と国内平面の営為との間の相互作用の検討を行う。

具体的には、の国際社会における犯罪化については、一方で、国内法のアナロジーに基づき、ある行為の犯罪化は、実体規範の制定、及びそれに対応する手続の確立の双方を要件とする立場がある。これに対して、国際社会の特質を踏まえ、少なくとも、個人に直接刑事責任を課す規範の確立という点では、必ずしも手続の確立は必要ではなく、実体規範の成立で足るとする立場とがある。このような状況に照らして、国際社会における固有の犯罪化概念がありうるか、各種「国際犯罪」の犯罪化の現状・到達点はいかなるものであるか、といった点をさらに解明する。

また、の普遍管轄権における管轄権の諸要素については、これら諸要素に、国際社会の現状や取組みがどのように作用するかを検討する必要がある。すなわち、グローバル化の進展に伴って、国際犯罪の加害者・被害者が世界中に散在しているという現状や、不処罰の不許容に関する国際社会の取組みは、普遍管轄権行使の必要性や正当性に、どのように作用するのか。さらに、個人に対する対抗可能性(罪刑法定主義の要請としての予見可能性)に関しては、規範だけでなく量刑についても予見可能性が求められるところ(刑の軽重も実行行為者の判断に影響するため) 上述の国際平面での犯罪化の現状に照らして、どの程度、規範の予見可能性が確保されるか、また国際裁判や外国の国内裁判における量刑判断が、どの程度量刑の予見可能性に資するかといった点を解明する必要がある。

さらに、の検討の結果得られた知見を基に、国際平面の営為と国内平面の営為との相互作用に関する検証を行う。普遍管轄権を設定する国内法の多くが ICC 規程の国内実施法として制定されていることに着目し、各種国際実践が、かかる国内実施法の解釈にどのように影響するかを明らかにする。他方で、補完性についても既に一定の議論の蓄積があるが、西ヨーロッパ諸国におけるシリアからの庇護申請者の急激な増加などを受けて、2010 年代の後半から新たな実行が現れており、また ICC における国際実践にも進展が見られることから、改めて補完性原則の態様の解明、とりわけ意思と能力の欠如の判断基準・適用の態様の明確化に取り組む。

4. 研究成果

以下では、年度ごとの成果と総合的な成果とに分けて説明する。

(1) 年度ごとの成果

初年度に当たる 2020 年度は、普遍管轄権に関する基礎概念を再検討する作業を行った。第 1 に、上記 3. であげた 国際社会における犯罪化の特質・現状の解明の一環として、個人の刑事責任が国際法上確立する過程について跡づけることで、国際社会においては、国内社会と異なり、一定の状況においては、実体規範の承認により(例えば、ニュルンベルク原則の国連における承認) 必ずしもそれに対応する手続(国際裁判所の設置)を伴うことなく、国際犯罪が実定法上成立するという示唆を得た。もっとも、1990 年代以降の各種国際裁判所の設置は、国際犯罪概念に何らかかわりを持たないわけではなく、むしろ、これら裁判所は、国際法を直接に解釈・適用する機関として、国際犯罪概念の外縁の明確化と内容の精緻化において重要な役割を果たしていることを指摘した。

第 2 に、3. であげた 普遍管轄権行使における管轄権の諸要素(必要性、正当性、個人への対抗可能性)の同定に関する作業を行った。一般的な管轄権の法理に関する作業とも関連付けながら、いかなる事情が普遍管轄権行使の引き金となるか(必要性) 国際共同体利益概念の成立が普遍管轄権行使の正当性にいかなる効果をもつか(正当性) 管轄権行使対象となる個人の法の予見可能性はいかに確保されるか(個人への対抗可能性) といった要因について分析を行った。

続く 2021 年度には、これらの知見を踏まえつつ、それを実証するための事例研究を行った。特に注目したのが地域間の差異である。西ヨーロッパ諸国において、国際犯罪(ジェノサイドや人道に対する犯罪など)に対する普遍管轄権行使の事例が増加しているが、これに対して日本を含むアジア諸国においては、国際犯罪を国内法で犯罪化(criminalize)すること自体に消極的な国が多く、ましてや国際犯罪に対する普遍管轄権の行使の事例は皆無であるといつてよい。このようなアジア諸国の消極性の背後には、国際的な考慮(アジア諸国が伝統的に主権平等・内政不干渉などの原則を堅持する傾向にあること)に加えて、国内的な考慮(アジア諸国にとって国際犯罪を行使する切迫した国内的な必要が認識されていないこと)もまた存在することを明らかにした。後者については、西ヨーロッパ諸国における普遍管轄権行使の成功例が、難民や庇護申請者として自国内に所在していた被疑者に対するものであることを指摘し、対してアジアにおいてはそもそも難民条約の当事国が少ないことも、こうした国内的な必要の認識の欠如につながっている。さらにこれらの検討を通じて、既存の普遍管轄権法理が、アジア諸国の消極性・沈黙を十分に捕捉できないままに慣習法の同定を行っていることの問題性を指摘した。他方で、国際平面における犯罪化と、国内平面におけるその実現を二元的に把握する本研究のアプローチからは、アジア諸国は、少なくとも国際平面における犯罪化に対して様々な形で貢献しているの

であり、アジア諸国が普遍管轄権行使に対して消極的であるという事実自体は、他国による普遍管轄権行使の正当性や普遍管轄権行使対象たる個人の予見可能性を損なうものではないことも指摘した。

当初は最終年度として想定していた 2022 年度には、コロナの影響等もあり、予定していた海外での研究成果報告を予定通り行うことができなかった。他方で、理論的な分析と事例研究を並行して進めることに専念した。理論的側面では、国際平面での犯罪化に関する学説を整理・分析した。事例研究に関しては、アジア以外の地域（ラテンアメリカ、中東、アフリカ）の実行を収集し、普遍管轄権を巡る実践の収斂と拡散の態様を整理・分析した。

1 年間の延長を認められて最終年度として研究を行うことになった 2023 年度には、英国オックスフォード大学にて在外研究を行う機会を得、それを利用して研究の総括を行うとともに、対外発信を積極的に行った。理論面では、これまでの研究を総合する作業を進めるとともに、刑罰の問題に取り組んだ。普遍管轄権を国内法に取り入れている国の中には、普遍管轄権の対象犯罪の刑罰に死刑を科すことを想定したものが存在する（ベラルーシ、バーレーン、インドネシアの 2023 年改正刑法など）。西ヨーロッパの「肯定的な」実践からは外れるようなこれらの実践は、従来の研究では見過ごされてきた。これに対して、本研究では、普遍管轄権行使を、国際平面における犯罪化と国内平面における実現という異なる秩序の交錯と位置付ける観点から、以下のような検討を行った。まず国際平面での動きとしては、国際人権法は死刑を禁止するまでには至っていないこと、各種国際刑事裁判所の実践においては、死刑を刑罰から除外するようになっている一方で、国際刑事裁判所規程 80 条は補充性原則を念頭に、規程の刑罰が各国家の国内法に定める刑罰に影響しないことを確認している。この点で確かに属地主義や属人主義に基づく国際犯罪処罰の事例では、それが主権の行使であるとみなされることから、国際平面での犯罪化は刑罰の軽重に介入することができない。他方で、普遍管轄権を国際平面での犯罪化の国内での実現と捉えることで、少なくとも国家は普遍管轄権を基礎として裁判権を行使する限りにおいて、国際平面での死刑の排除を考慮する必要があることになる。このような考慮は、国内法に規定する罪刑法定主義の要請を通じて実際の訴追・裁判で行われることになる。2023 年度を通じて、このような知見を、セミナー（ケルン大学、グラスゴー大学、オックスフォード大学）国際会議（ラテンアメリカ国際法学会）を通じて対外発信し、理論の精錬に努めた。

（2）総合的な成果

以上の検討から得られた総合的な知見は、以下のようにまとめられる

第 1 に、管轄権の基本構造を再検討することで、普遍管轄権行使を、国際平面での犯罪化の国内における実現として再構成した。それにより、(a)個人に国際責任を課す規則の生成プロセスとしての国際平面での犯罪化、(b)当該国際犯罪を国際社会の関心事とする前提条件としての強硬規範や対世的義務の確立、(c)普遍管轄権行使を個人に対して正当化する条件のそれぞれを区別し、それらに対して、様々なレベルの規範や実践が関与することを明らかにした。

第 2 に、第 1 の知見が、現実の国家実行を捕捉するツールとして有益であることを示した。普遍管轄権行使が国際法上の権利であることを所与のものとする従来の立場においては、それを肯定する西ヨーロッパの実行のみに注目する傾向があるが、そのことによって多種多様な国家の立場（アジアにおける実行の欠如、死刑を適用する国内法の存在）が捨象されてしまっている。本研究の分析枠組みを使うことにより、各国家実行が、国際平面と国内平面のいずれのレベルの実践に寄与するものであるかを分類することができ、またそれによって普遍管轄権のダイナミズムを把握することができると示した。

第 3 に、以上の分析枠組み及び国家実行の検討により得られた知見をもとに、普遍管轄権行使の具体的な行使条件を提示した。一方で国家と個人との関係について、国際犯罪の場合には、個人が国際法により直接責任を課せられ、かつそれが強硬規範として国際社会の関心事であることから、管轄権行使国が個人に対して法を適用することの正当化の根拠が与えられているとみることが出来る。他方でそのことは、国家が適用することのできる法の範囲が、国際平面での犯罪化によって制約を受けることを意味する。具体的には、普遍管轄権を行使する国の裁判所は、国内法・人権条約上の罪刑法定主義を通じて、法の適用範囲を国際平面での犯罪化の枠内に収めることを求められる。

また国家間での利害関心の調整について、普遍管轄権の行使はしばしば領域国や国籍国に対して補充的でなければならない（領域国・被疑者の国籍国が訴追の意思と能力を欠く場合にのみ第三国の介入が認められる）と主張されるが、その具体的な条件はいまだに十分に示されているとは言えない。国際犯罪の強行規範性、及び領域国・国籍国が主要な責任国であると想定されていることを踏まえて、能力の欠如については国内インフラの完全な破壊という客観的事実が、意思の欠如については、主要な責任国が捜査・訴追の義務を履行していないことが客観的に把握できる場合がそれぞれ関係することを具体的に示した。さらにこれらの状況の同定について、人権条約の捜査・訴追義務の展開が役割を果たし得ることを明らかにした。

以上。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 1件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 Mari Takeuchi	4. 巻 no vol
2. 論文標題 Mari Takeuchi, 'Asian Experience with Extraterritoriality'	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 Austen Parrish and Cedric Ryngaert (eds.), Research Handbook on Extraterritoriality in International Law (Edward Elgar, 2023)	6. 最初と最後の頁 164-179.
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 竹内真理	4. 巻 491
2. 論文標題 国家管轄権の意義	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法学教室	6. 最初と最後の頁 30-34頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Mari Takeuchi	4. 巻 Vol.1
2. 論文標題 International Criminal Law (Japan): "The Scope of Application of the Penal Code of Japan", "Suppression of Terrorism", "International Criminal Prosecution", "Extradition", "Piracy"	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 Encyclopedia of Public International Law in Asia	6. 最初と最後の頁 263-270頁
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Mari Takeuchi	4. 巻 6
2. 論文標題 Asian Perspectives on the International Law Commission's Work on Crimes Against Humanity	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 African Journal of International Criminal Justice	6. 最初と最後の頁 151-161
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 国家の刑事管轄権	4. 巻 0
2. 論文標題 国家の刑事管轄権	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 寺谷広司編『国際法の現在』	6. 最初と最後の頁 227-239
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 竹内真理	4. 巻 1
2. 論文標題 公正な裁判を受ける権利と第三国での拷問 拷問についての救済のための民事普遍管轄権・緊急管轄 ナイト・リマン判決 Nait Liman v. Switzerland, 15 March 2018	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 人権判例報	6. 最初と最後の頁 53-61
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件 (うち招待講演 4件 / うち国際学会 3件)

1. 発表者名 Mari Takeuchi
2. 発表標題 Universality of Universal Jurisdiction in International Law
3. 学会等名 Glasgow University, Seminar on International Law (招待講演)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Mari Takeuchi
2. 発表標題 “Regionalism in Universality? Challenge to the Universality of Universal Jurisdiction from the Periphery”
3. 学会等名 the Biennial Conference of the Latin American Society of International Law, University of Sao Paulo (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Mari Takeuchi
2. 発表標題 Japan's approach to Russian Aggression against Ukraine
3. 学会等名 Politics and Law in Germany and Japan: Discussions on the Effects of Russian Aggression Against Ukraine, organized by MaxPlanck Institute Hamburg (Online) (招待講演)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Mari Takeuchi
2. 発表標題 In/ex-clusiveness in the Governmental Networks' Involvement in International Law Making: Financial Action Task Force as an Invisible Actor
3. 学会等名 European Society of International Law 17th Annual Conference (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Mari Takeuchi
2. 発表標題 Asian Experience with Extraterritoriality
3. 学会等名 the online workshop on the Extraterritoriality in International Law, organized by Maurer School of Law, Indiana University and Utrecht University (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

Russia's aggression against Ukraine
<https://www.mpipriv.de/1602702/11-01-2023-international-criminal-law.html>

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関			
ドイツ	Max Planck Institute			
ドイツ	MaxPlanck Institute Hamburg			